

# 災害に備え 飲料水の備蓄を!

地震などによる災害発生時から救援体制が整うまで、およそ3日間を要すると言われています。もし、災害等で断水になった時は、各自が備蓄している飲料水や食糧が頼りになります。

そのため、災害に備え1人あたり1日最低3リットルの飲料水を3日分、ご家庭に備蓄しましょう。



## 飲料水の保存方法

### 水道水を保存する場合

清潔でフタのできる容器に口元いっぱい水を満たし、フタをしっかりしておきましょう。日の当たらない涼しいところは3日～1週間、冷蔵庫の中では1～2週間を目安に水を入れ替えてください。

### 市販のボトル水を保存する場合

製品の保存方法や賞味期限などの記載事項をご確認ください。

## 「さっぽろの水」販売中!!

札幌市内に限り、箱単位で配送します。

1箱 500ml・24本入

価格 1,440円(税込・送料無料)  
1本あたり 60円

申込先 水道局電話受付センター TEL211-7770

受付時間 平日 8:30～20:30



各種届け出・問い合わせ先

## 水道局電話受付センター

電話(011)211-7770 FAX(011)211-7777

電話番号のかけ間違いにご注意ください。

### 引越し等の届け出

受付 午前8時00分～午後9時00分 無休

- 転出(5日前まで)・転入のとき(市内で転居・市外へ転出・市外からの転入)
- 一時的に水道の使用を休止(1ヵ月以上)又は再使用する時(出張・入院・冬期間の散水栓など、使用休止期間中の請求を止めることができます)
- 使用者の名義が変わるとき

### 口座振替・クレジットカード払いに関するお問い合わせ

受付 平日 午前8時45分～午後5時15分

道路からの水漏れのご連絡や急な水道故障に関するお問い合わせ  
その他水道に関するお問い合わせや詳しい担当先のご案内

受付 24時間 無休



## 相談窓口のご案内 電話番号のかけ間違いにご注意ください。

受付 平日 午前8時45分～午後5時15分

水道料金のお支払いのご相談

お住まいの区を担当する  
料金課へ

ご家庭の水道工事や故障などのご相談

お住まいの区を担当する  
配水管理課へ

お住まいの区	担当課	電話番号	住所
中央区	中部料金課	211-7200	中)大通東11丁目
	中部配水管理課	572-7300	南)川沿2条2丁目2-7
南区	中部料金課(川沿分室)	571-9500	南)川沿2条2丁目2-7
	中部配水管理課	572-7300	
北区・東区	北部料金課	762-7200	北)新琴似6条2丁目1-1
	北部配水管理課	762-7300	
西区・手稲区	北部料金課(八軒分室)	611-9500	西)八軒6条西2丁目1-5
	北部配水管理課(八軒分室)	618-7300	
豊平区・清田区	南部料金課	812-7200	豊)豊平8条10丁目2-1
	南部配水管理課	812-7300	
白石区・厚別区	南部料金課(厚別分室)	891-9500	厚)厚別中央4条6丁目2-1
	南部配水管理課(厚別分室)	891-7300	

給水装置工事(新設・撤去・改造)の審査及び検査などのご相談

給水装置課へ

お住まいの区	担当課	電話番号	住所
全区	給水装置課	審査係	211-7081
		検査係	211-7013
			中)大通東11丁目水道局本局庁舎2階



発行 札幌市水道局 札幌市中央区大通東11丁目 Tel.(011)211-7007  
URL <http://www.city.sapporo.jp/suido/>



さっぽろ市  
02-N04-13-1328  
25-2-222

# 新鮮な水と情報とどけます じょぐち 通信

平成25年  
10月・11月・12月  
No.18



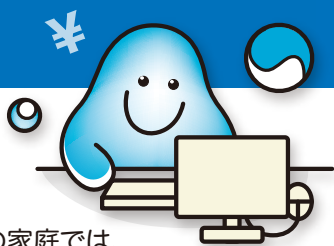
ウォッピー  
(札幌市水道局キャラクター)

## Topic

● 水道料金について  
● 飲料水の備蓄について

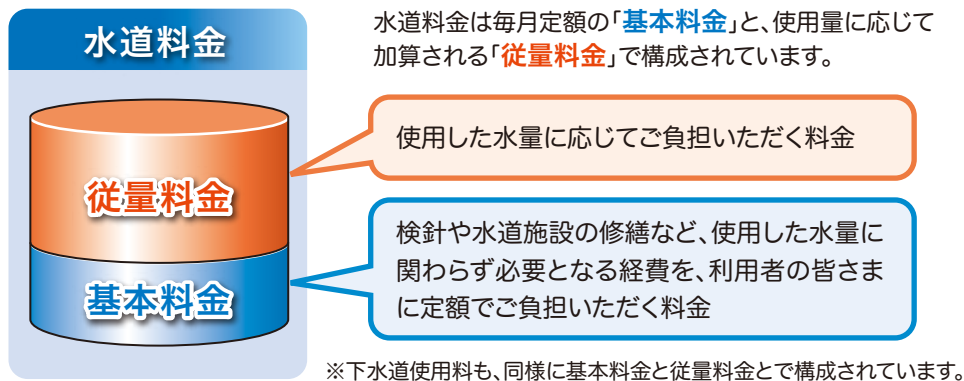
SAPPORO

札幌市水道局



## 水道料金のしくみ

札幌市の水道料金は下記のようなしくみになっており、ほとんどの家庭では、水道料金と下水道使用料を合わせて2か月ごとにお支払いいただいております。



### 1か月あたりの料金表 (料金表には、消費税相当額は含まれておりません)

※「家事以外の用」のメーター口径100mm超の料金については記載を省略しております。

区分		基本料金	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)								
用途およびメーターの口径	0~10m <sup>3</sup>		11~20m <sup>3</sup>	21~30m <sup>3</sup>	31~100m <sup>3</sup>	101~500m <sup>3</sup>	501~1,000m <sup>3</sup>	1,001m <sup>3</sup> ~			
家事の用 (25mm以下)		1,320円	0円	200円	230円	265円	330円	350円	375円		
家事以外の用	20mm以下	2,500円	0円		265円	305円					
	25mm	4,300円									
	40mm	19,000円			0円	330円				345円	360円
	50mm	49,000円				0円					
	75mm	216,000円									
100mm	244,000円				0円						
公衆浴場用		1,320円	0円						145円		

家事の用の場合では、1か月あたり10m<sup>3</sup>までは、基本料金の範囲内でお使いいただけます。



### 下水道使用料

区分	基本料金	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)						
汚水排出量	0~10m <sup>3</sup> まで	11~20m <sup>3</sup>	21~30m <sup>3</sup>	31~100m <sup>3</sup>	101~200m <sup>3</sup>	201~1,000m <sup>3</sup>	1,001~5,000m <sup>3</sup>	5,001m <sup>3</sup> ~
使用料	600円	67円	91円	118円	145円	168円	199円	237円

## 水道料金・下水道使用料を計算してみましょう!

水道料金と下水道使用料は、通常2か月ごとに使用量を確認のうえ、計算します。水道料金は以下のようになります。

1か月あたりの料金表では	2か月の料金を計算する場合は
● 基本料金は 1,320円	● 基本料金は 2,640円
● 0~10m <sup>3</sup> は 0円/m <sup>3</sup>	● 0~20m <sup>3</sup> は 0円/m <sup>3</sup>
● 11~20m <sup>3</sup> は 200円/m <sup>3</sup>	● 21~40m <sup>3</sup> は 200円/m <sup>3</sup>

### 一般家庭で、2か月で32m<sup>3</sup>の水をご使用の場合の計算例

#### 水道料金

従量料金 2,400円  
基本料金 2,640円  
計 5,040円

消費税相当額(5%) 252円  
**水道料金は 5,292円**

#### 下水道使用料

従量料金 804円  
基本料金 1,200円  
計 2,004円

消費税相当額(5%) 100円  
**下水道使用料は 2,104円**

2か月分のご請求金額は  
**水道料金 5,292円 + 下水道使用料 2,104円 = 7,396円**

お知らせ

本市では、冬期間、積雪などで水道メーターを見るができない場合は、前回までの検針データから使用量を推定して請求し、次回のメーター検針時に過不足の精算をさせていただきます。